

## 放課後児童健全育成室全面開室における対応について（令和2年5月25日）

### 1 放課後児童健全育成室（全面開室）に向けた市の考え方

放課後児童健全育成室では、緊急事態宣言後の約2か月間、社会生活を維持する上で必要な業種に保護者が勤務している家庭や家庭での保育が特に困難な家庭については、適切な感染予防を講じた上で、保育の受け入れを実施してきた。一方で、家庭保育の協力要請により、保護者の中には保育疲れが見受けられること、また、就労機会を確保し、市民生活の安定を図ることも喫緊の課題となっていた。

この間、県内における一日の感染者は4月中旬まで増加し続け、感染の拡大が懸念されたが、4月下旬以降、その数は減少し始め、特に5月10日からは一桁の日が続き、5月19日には新規感染者はゼロとなった。本市においても、これまで4人の感染者が発生したが、4月20日以降は発生していない状況にある。

放課後児童健全育成室での保育は、新型コロナウイルス感染症が完全に終息した状態の中で再開することが望ましいが、現状では、その完全な終息については見通せない状況である。なお、緊急事態宣言については、5月25日に全面解除された。

このような中、本市の放課後児童健全育成事業については、概ね小学校施設を利用していることから、これまでどおり小学校の教育活動との連携を基本とする。

また、緊急事態宣言解除後は、段階的に社会・経済活動が再開されることに伴い、保護者の就労等も再開されるため、新型コロナウイルスとの共存を前提としながら、感染拡大に留意した上で、6月1日から通常保育（全面開室）を実施する。

### 2 感染拡大防止策 ◎「新しい生活様式」について指導する。

#### (1) 検温による健康確認

- ・家庭での検温・健康観察等の確認を家庭に依頼する。
- ・登室時、学校での検温結果の様子を確認する。
- ・体調不良や、発熱等の症状が認められた場合は、すぐに保護者に連絡して迎えを依頼する。保護者と常に連絡が取れる体制を整える。

#### (2) マスク着用の徹底

- ・放課後児童健全育成室内では、飛沫防止の観点から、マスクを着用させる。
- ・特に近距離での会話や発生時は着用を徹底させる。
- ※ 熱中症の防止対策として、児童にはこまめに水分補給をさせる。

(3)「3つの密」の回避

○換気の悪い密閉空間を作らない。→こまめに換気する。

- ・保育中は、20分ごとに5分間、窓を開けて換気する。
- ・エアコン使用時も換気を行う。

○密集する場所を作らない。→身体的距離(1m以上)を確保する。

- ・可能な限り、校庭や体育館等を使用し、時間を決めて施設のローテーションによる保育を行う。
- ・できるだけ間隔を空けて座る。

○密接場面を作らない。

- ・不必要な身体接触を避ける。(握手、ハイタッチ等)

(4)手洗い等の徹底

- ・外から保育室に入るとき、トイレの後、おやつの前など手洗いを行う。必要に応じて手指消毒液を活用する。
- ・手を拭くタオルやハンカチ等は共有しない。
- ・咳エチケットの指導を徹底する。

(5)環境衛生の徹底

- ・児童が触れる共用箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)の消毒を行う。
- ・清掃後、石鹸による手洗い、うがいを行う。

3 段階的な対応による放課後児童健全育成室の運営

日 程	<p>(1)第1段階 &lt;学校の分散登校への対応&gt; 5/26(火)~5/29(金)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・午後1時30分から開室 (土曜日は午前8時から開室)</li><li>・6月からの利用希望を調査</li></ul> <p>(2)第2段階 &lt;学校の半日授業への対応&gt; 6/1(月)~6/5(金)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・午前11時30分から開室 (土曜日は午前7時30分から開室)</li></ul> <p>(3)第3段階 &lt;学校の通常授業への対応&gt; 6/8(月)~</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・午後1時30分から開室 (土曜日は午前7時30分から開室)</li></ul>
-----	---